

先端設備等導入計画セミナー

3つのメリット 税制措置・金融支援・予算支援

「先端設備等導入計画」は、生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が設備投資を通して労働生産性を図る為の計画です。

当計画の認定により、計画実行の為の支援措置が受けられることから、新たな設備投資を検討される事業所様に当該制度の活用を促進する為のセミナーを下記の通り開催致しますので、是非ご参加下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日時 平成30年7月24日(火) 午後1時30分～3時00分(予定)
- 2 会場 幸田町商工会館3階
- 3 講師 ①制度の概要について
幸田町 企画部 企業立地課 立地推進G 近藤啓太氏
②計画策定のポイント
税理士・中小企業診断士 近藤大補氏(近藤大補税理士事務所代表)
- 4 受講料 **無 料**
- 5 申込み 7月20日(金)までに申込書を幸田町商工会へ提出してください。
(FAX可)
- 6 その他 制度の概要等については裏面をご確認ください。
【幸田町商工会 電話 62-0120 FAX 62-0177】

7/24 先端設備等導入計画セミナー参加申込書

上記セミナーへの参加を申込みます。

事業所名 _____

参加者名 _____

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画について

【制度の目的】

中小企業の業況は回復傾向となっておりますが、労働生産性は伸び悩み、大企業との差も拡大傾向にあり、また、所有している設備の老朽化が進み生産性向上に向けた足かせとなっております。今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、設備を生産性の高い設備へと一新させ、労働生産性の飛躍的な向上を図ることを目的としています。

【先端設備等導入計画の概要】

先端設備等導入計画は、中小企業、小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画で、生産性向上特別措置法において定められているものです。この計画は、設備を設置する事業者がある市区町村が、国から導入促進基本計画の同意を受けている場合に、中小企業、小規模事業者等が認定を受けることが可能です。認定を受けた場合、固定資産税の特例や金融支援等の支援を受けることが可能となります。（受けられる支援の内容によって、一定の要件があります）

幸田町の取り組み

幸田町は、町内に事業所のある中小企業の設備投資を促進し労働生産性を向上させるため、生産性向上特別措置法が施行となる平成30年6月6日に、経済産業省へ導入促進基本計画の協議を行い、同日付けで同意を得たので、先端設備等導入計画の申請の受付を行っております。また、一定の要件を満たした先端設備等導入計画に基づき取得した設備については、市町村ごとに固定資産税の課税標準をゼロから2分の1の間で軽減（3年間）できることとなっており、幸田町では課税標準額をゼロとすることで、取得設備の固定資産税の負担をゼロにします。

【認定を受けられる中小企業者の規模】

先端設備等導入計画の認定を受けられる中小企業者は、中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する方です。なお、固定資産税の特例は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

| 業種分類 | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
|--------|------------------------|------------------|
| 製造業その他 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 政令指定業種 | ゴム製品製造業※ | 3億円以下 900人以下 |
| | ソフトウェア業又は 情報処理サービス業 | 3億円以下 300人以下 |
| | 旅館業 | 5千万円以下 200人以下 |

【先端設備等導入計画の主な要件】

| 主な要件 | 内容 |
|----------|---|
| 計画期間 | 計画認定から3年間から5年間 |
| 労働生産性 | 計画期間において、直近の事業年度末比で労働生産性が年平均3%以上向上すること ○計算式 (営業利益+人件費+減価償却費) / 労働投入量 ※労働投入量は、労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間 |
| 先端設備等の種類 | 労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア |
| 計画内容 | ○導入促進指針及び幸田町導入促進基本計画に適合すること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○認定経営革新等支援機関（商工会等）において事前確認を行った計画であること ※経営革新等支援機関については、中小企業庁ホームページでご確認ください。 |

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます

【認定方法】

先端設備等導入計画の認定フローは以下のとおりです。

- 申請書を正本1部、副本1部を幸田町役場企業立地課に事前連絡の上お持ちください。
- 必ず「経営革新等支援機関」の事前確認が必要となります。
- 設備取得は「先端設備等導入計画」を市町村が認定した後となります。